

日本住を快適空間!

ダンネット通信

2006.2-3 vol.48

発行：株式会社ダンネット 〒070-8045 北海道旭川市忠和5条4丁目 63-636 TEL(0166)61-9151・FAX(0166)61-2044

今月のトピックス

業界不信を招いた構造計算書偽装事件

改めて信用・信頼が問われる時代に

昨年11月に発覚したマンション等の構造計算書偽造事件は、戸建住宅業界にも大きな衝撃を与え、ユーザーから住宅の耐震性・耐久性について不安の声を聞くようになったという工務店も少なくありません。

この事件によって改めて一級建築士、行政、民間確認検査機関の信用が問われるようになりましたが、それは実際にユーザーと接する工務店にとっても同じこと。昨年は悪質な訪問販売によるリフォームも社会問題となっただけに、ユーザーの信用・信頼をどうやって得るかは大きな課題の一つとなっています。特に戸建注文住宅市場が年々縮小し、受注競争が厳しさを増している状況においては、ユーザーに対していかに自分の会社をわかってもらうか、信用・信頼してもらうかが何よりも重要なポイントになってくるはずですが。

今一度自社の行動を再チェック

それでは工務店はどうやってユーザーとの間に信用・信頼を築いていけばいいのでしょうか。

まずは一連の問題を教訓に、自社の問題点を改めて提起することから始めたいところです。営業をする時の服装や態度、言葉使いは適切かどうか、

現場ではラジオを大音量で鳴らしたり、タバコの吸い殻をポイ捨てしたりしていないか、近隣の迷惑になるような車の止め方はしていないかなど。昔は“工務店の常識は一般社会の非常識”という言葉があったほど、工務店の態度やマナーはひどかったと言います。もちろん今ではそんな工務店はないと思いますが、日常的になっていることほど、間違った行動をしていても自分では気づきにくいもの。今一度自社の行動を見直すところから始めてみましょう。



信用・信頼は、築くのに長い時間がかかるが、崩れる時は一瞬。従業員一人ひとりがそのことを自覚し、間違った行動を取らないようにしたい

性能測定などで安心の裏付けを

さらに他社との差別化を図る意味で、ユーザーが安心できる裏付けを提供していくことも必要です。いくら「うちは大丈夫です」と言ってみただけで、その根拠を示せなければ納得してくれません。

住宅性能表示制度や各種保証制度を利用するのも一つの方法ですが、ここは自信を持って安全・安心な住宅を造っていることを示すために、気密測定・熱画像撮影などの性能測定や2階建ての木造も含めた構造計算書の提示なども行いたいところです。

かつてないほどユーザーの厳しい目にさらされているからこそ、逆にビジネスチャンスと考え、積極的に取り組んでみてはどうでしょうか。

特集 次世代省エネ基準が4年ぶりに改正へ

昨年12月、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する「建築主の判断の基準」と「設計及び施工の指針」、いわゆる次世代省エネ基準の改正案が国土交通省と経済産業省から公表されました。平成11年3月末の告示から7年になる同基準の改正は、平成13年以来4年ぶり。その内容は、主にIV・V地域などの温暖地での普及に焦点を当てたものとなっており、来年度からの施行が見込まれています。今回はその改正案のポイントについて見ていきましょう。

温暖地の住宅性能アップが狙い

国土交通省によると、今回の改正案は昨年8月の改正省エネ法公布や工法の多様化、技術の進展などを踏まえて作成したとのこと。

基準を構成する「建築主の判断の基準」と「設計及び施工の指針」の両方ともに改正案が出ており、住宅の具体的な設計・施工方法を示した「設計及び施工の指針」では、①躯体・開口部の断熱性能等の維持保全に係る規定を追加②住宅全体の省エネ性能を損なわない範囲で、設計・施工方法に係る規定を改正—の2つが大きな改正ポイントで、名称も「設計、施工及び維持保全の指針」に変更されています。

ただ、結論から言えば北海道や東北など温暖地以外では今までの施工方法を特に変える必要はないでしょう。と言うのも今回の改正案はIV・V地域などの温暖地の住宅性能のボトムアップを狙って作られたからです。

「設計及び施工の指針」の改正案で木造戸建住宅に関わる部分を詳しく見ていくと、気密層の施

工に関する基準で、①防湿・気密シートなどシート状気密材を使う場合の重ね幅を100mm以上から30mm以上に変更②気密層に防湿・気密シートを使う場合、相当隙間面積を $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下とする時は0.1mm厚以上、 $2.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下とする場合は0.2mm厚以上とする規定を削除し、日本工業規格(JIS 6930-1997)の住宅用プラスチック系防湿フィルムまたは同等品であれば厚さは問わなくなった—以上2点が注目されます。

耳付きGWの使用を想定

これは関東以南の温暖地でよく使われている防湿・気密シートの耳付きグラスウールの使用を想定したもの。従来の耳付きグラスウールは、防湿・気密シートの耳が10mm程度で、シート自体もJIS規格をクリアしていませんでしたが、最近では耳の幅が30mm程度でJIS規格にも適合するシートを使った製品が市場に出回っています。そこで、耳付きグラスウールを使っている温暖地のビルダーが次世代省エネ基準に取り組みやすいよう、シートの厚さと重ね幅の規定を変更したわけ



関東以南でよく使われている耳付きグラスウールを採用できるようになった点が改正案最大のポイント。温暖地での次世代省エネ基準普及を考えたことだ(写真は旭ファイバーグラスのカatalogより)



繊維系断熱材など透湿抵抗の小さい断熱材を使う時は、防湿層にJIS適合の防湿フィルム使用が義務付けられたが、一方で厚さは問わなくなった

です。

ただ、これまで北海道や東北などの積雪寒冷地では、0.2mm厚の防湿・気密シートを使うことによって、高い気密性能を長期的に維持できる住宅を造ってきた背景があり、0.1mm厚の防湿・気密シートの使用を疑問視する声もあるようです。

繊維系断熱材は防湿層にポリ義務化

断熱材の施工に関する基準では、断熱材を気密材に密着して施工するという要件が削除され、断熱材を気密材と密着させなくてもよいことになりました。これは工法・仕様の多様化を踏まえてのこと。また、繊維系断熱材など透湿抵抗の小さい断熱材を施工する場合、防湿層にJIS規格に定める住宅用プラスチック系防湿フィルムまたは同等品の使用を義務付けています。なお、透湿抵抗の小さい断熱材を使っても、VI地域や、床断熱で断熱材の下側が湿気の排出を妨げない構成となっており、床合板の継ぎ目を気密テープなどで処理した場合などは、防湿層を省略可能になっています。

このほか、IV・V地域では木造住宅で窓の断熱性能を高めた場合、壁の断熱材の熱抵抗の基準値を0.6とすることが可能になり、新たに追加された躯体・開口部の断熱性能等の維持保全に関する指針では、屋根や外壁表面、開口部の建具、庇・軒など日射の侵入を防止する部分のヒビ割れや破損、隙間などを定期的に確認し、それらが見つかった場合は適切な補修を行うこととしています。

なお、換気計画に関する基準では、平成15年に施行された改正建築基準法(シックハウス新法)との整合を図り、自然換気方式についての規定を削除。機械換気方式については、換気経路の圧力損失の低減方法を具体的に明示しています。

* *

昨年2月の京都議定書発効を受けて、国は2008年度に新築住宅の次世代省エネ基準適合率を50%に引き上げるという目標を掲げていますが、今回の基準改正はまさにそのための布石と言えるもの。今後は寒冷地だけでなく、温暖地の住宅でもよりいっそうの省エネ化が求められるのは間違いのないでしょう。

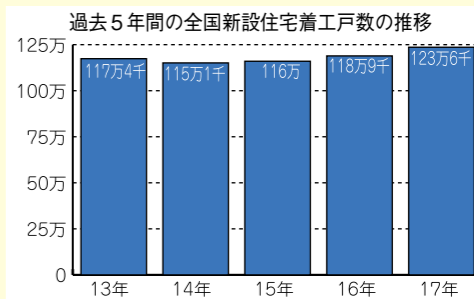
ニュース・セレクトジョン

17年住宅着工は3年連続増加

国土交通省では、このほど平成17年の新設住宅着工戸数を発表した。それによると、総戸数は123万6千戸、前年比4.0%増となり、3年連続の増加となった。

利用別に見ると、戸建注文住宅を表す持家は35万3千戸、前年比4.5%減で2年連続のマイナスとなり、依然として低水準のまま。ピーク時の平成8年と比べて30万戸近く落ち込んでいる。一方、木造アパートなどを表す貸家は50万4千戸、同比8.4%増で5年連続のプラス、分譲マンションや分譲戸建住宅を表す分譲は36万9千戸、同比6.8%増で3年連続の増加と好調。ただし、分譲はマンションが12.4%増で2年連続の増加となったのに対し、戸建では1.0%減と3年ぶりの減少になった。

なお、北海道は6%増で2年ぶりのプラス成長。関東各都県は東京が1%、群馬が8%の減少となったが、その他の県は増えており、特に茨城は分譲マンションが大幅に増加し全体では20%近い伸びとなっている。



住宅火災による死者が急増

総務省消防庁の発表によると、今年1月1日から1月18日までに発生した住宅火災における死者数は、過去3年と比べて約1.5倍の157人に増加していることが明らかになった。

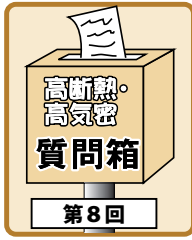
例年に比べて死者数が多いのは全国的に寒さが厳しく、本州の温暖地でもストーブなどの暖房器具を使う時間が増えたことによるものと推測される。同庁では社会の安全・安心を脅かす非常事態と受け止め、火災警報器の設置促進を含めた住宅防火対策に積極的に取り組むよう、各都道府県及び市町村に通達した。

住宅・建築の先導技術に補助金

国土交通省では、住宅等の省エネ・省資源化や耐震性向上に関する技術開発に補助金を交付する「平成18年住宅・建築関連先導技術開発助成事業」の公募を開始した。

この事業は、地球温暖化などの環境問題の解決に効果を発揮する先導的技術の実用化・普及を目的としており、公募する技術開発課題は、①住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発②住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発③住宅等の耐震性の向上に資する技術開発—の3つ。補助金の額は技術開発に要する費用の2分の1以内で、1件1年で1億8千万円が上限。応募締め切りは2月28日(当日消印有効)で、4月を目途に補助金を交付する技術を選定する予定。

問い合わせは同省住宅局住宅生産課(☎03-5253-8111、内線39453)またはホームページ(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070123.html>)へ。



軸組室外側の合板は湿気を通さない？

Q…軸組室外側に構造用合板やOSBを張ると、壁に入った湿気が外に抜けないと言われましたが本当でしょうか？

A…一般的に断熱壁体は、壁の中に侵入した湿気を室外に排出するために、通気層が設けられています。ですから断熱壁体の室内側は透湿抵抗の高い材料を使って湿気を通しにくくし、通気層に面する室外側は透湿抵抗の低い材料を使って通気層に湿気を通しやすくします。つまり、冬期の暖房時に温度が高いほう（室内側）で防湿、温度の低いほう（室外側）で透湿となります。

ただ、阪神・淡路大震災以降、耐震性を高めるため、軸組室外側に構造用合板やOSBなどの面材を張る住宅が増えました。これらの面材は一見、湿気を遮るように見えるため、「壁の中の湿気が通気層に抜けず、壁内結露の原因にならないか？」という疑問の声があがるのも頷けます。

それでは実際にはどうかというと、結論から言えば断熱・気密性能がしっかりしていれば、壁内結露によって深刻な障害が起こる可能性はまずな

表1・各種建材のおよその透湿抵抗値

建 材	透湿抵抗値(m ² ・h・mm Hg/g)
●面材	
シーリングボード12mmアセダスタイプ	1
構造用合板9.5mm	8
OSB11.1mm	31
OSB12.7mm	51
押出スチレンフォームB1~B3種25mm	16
●シート	
透湿・防水シート(JIS)	A種0.40以下、B種0.27以下
プラスチック系防湿フィルム(JIS)	A種170以上、B種300以上

いと考えられます。

湿気の通しにくさを表す透湿抵抗値(表1)は、透湿・防水シートが0.4以下、構造用合板は8、OSBは30以上。これでは構造用合板などを張ると壁の中の湿気が抜けずに結露するのではないかと思うのですが、それは昔のように気密化されていない住宅での話。高断熱・高気密住宅であれば、壁体内に侵入する湿気量は極端に少なく、露点温度も高いため、面材を軸組室外側に張っても、その透湿抵抗によって壁内結露が深刻になることはないと実験で確認されています。

しっかり高断熱・高気密化していれば、軸組室外側に面材を張っても壁内結露を気にせずに耐震性を高めることができます。逆に断熱・気密性能が低いまま面材を張ると、壁内結露の危険があることを覚えておいて下さい。

●編●集●後●記●

◆インフルエンザや風邪が流行していますが、ご多分に漏れず小職もひかかってしまいました。体調管理には気を付けていたのですが、『身体は資本』を改めて身に沁みる今回の風邪です。(佐野)

◆年末年始は実家のある神奈川で過ごしましたが、最低気温が連日氷点下になるのにはビックリ。雪こそ降りませんでしたが、体感的には北海道より寒く感じ、何年かぶりに風邪で寝込んでしまいました。(水越)



株式会社ダンネツ

ホームページURL <http://www.dan-netsu.co.jp/>
E-mailアドレス info@dan-netsu.co.jp

「快適な住まいづくり」はお任せ下さい!

●フローリング工事 ●気密・換気工事 ●防水工事
●グラスウール工事 ●吹付・注入工事 ●パネル製造

■本 社	〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目63-636	TEL(0166)61-9151 FAX(0166)61-2044
■旭川工場	〒071-1248 上川郡鷹栖町2962番363	TEL(0166)87-4442 FAX(0166)87-4888
■札幌支店	〒003-0869 札幌市白石区川下2127番地4	TEL(011)875-3966 FAX(011)875-3971
■釧路支店	〒088-0621 釧路郡釧路町桂木5丁目15	TEL(0154)36-1790 FAX(0154)36-1844
■帯広支店	〒080-2460 帯広市西20条北2丁目27-10	TEL(0155)41-4101 FAX(0155)41-4105
■旭川支店	〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目63-636	TEL(0166)62-7575 FAX(0166)61-1715
■北見支店	〒099-0878 北見市東相内町174番地16	TEL(0157)36-3557 FAX(0157)36-3433
■千歳営業所	〒066-0008 千歳市根志越2190-27	TEL(0123)26-4111 FAX(0123)26-4112
■千葉支店	〒262-0011 千葉県千葉市花見川区三角町16番2	TEL(043)258-4065 FAX(043)258-4025
■宇都宮支店	〒321-0932 栃木県宇都宮市平松本町362-6	TEL(028)636-1266 FAX(028)636-2675
■高崎支店	〒370-3523 群馬県群馬郡群馬町大字福島738番地1	TEL(027)373-7199 FAX(027)373-5583
■平塚支店	〒254-0018 神奈川県平塚市東真土4丁目2-69	TEL(0463)54-6484 FAX(0463)54-2430
■水戸営業所	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3660-15	TEL(029)291-1822 FAX(029)291-1825
■ダンネツ信州	〒399-0033 長野県松本市大字笹賀5130-1	TEL(0263)26-0811 FAX(0263)26-1016